

別紙

2箇所以上の医療機関を管理することが認められる診療所一覧

対象となる診療所
医師が不足している地域内に開設する診療所
介護老人保健施設に開設する診療所
介護医療院に開設する診療所
養護老人ホームに開設する診療所
特別養護老人ホームに開設する診療所
軽費老人ホームに開設する診療所
有料老人ホームに開設する診療所
社会福祉施設に開設する診療所
事業所等に従業員等を対象として開設される診療所
地域における休日又は夜間の医療提供体制の確保のために開設される診療所
病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所で、市長が適当と認めるもの

上記の診療所一覧より、該当する診療所を選択のうえ、申請書の「2箇所以上の管理をすることの必要な理由」の欄（「6」の欄）へ

「新たに管理することになる診療所が、〇〇〇診療所であり、専属の医師を確保することが出来ないため」（※ 〇〇〇へ上記の診療所名を記載）

と記載してください。